

医療保険

医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)〔無配当〕



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.

2019.1 改訂

3大生活習慣病無制限タイプの場合

入院初期の固定費用をカバーし、**3大生活習慣病**による長期入院にも備えられます。

1泊2日以上から10日目までの入院は、一律で10日分の入院給付金をお受取りいただけます。

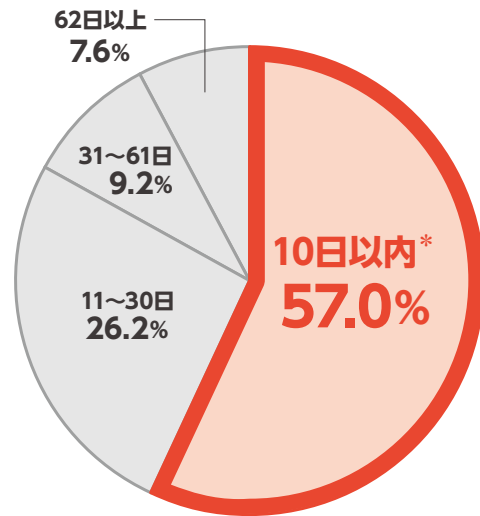
※ 11日目以降は入院日数に応じた金額をお受取りいただけます。

近年、入院日数は短期化しており、入院された方の2人に1人が10日以内*に退院されています。ですが、入院初期には、日用品の購入費やご家族の交通費など一定の固定的費用がかかります。

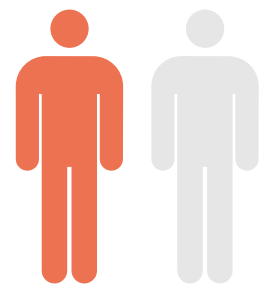
10日分の入院給付金を一括してお受取りいただくことでそれらの費用に充てることができます。

1

■病気やケガによる平均入院日数



* 10日以内とは9泊10日以内の入院のことをいいます。



2人に1人が10日以内*に退院されています。

入院の初期費用
(日用品の例)

- パジャマ
- スリッパ
- タオル
- 洗面用具など

出典:厚生労働省「平成26年 患者調査」

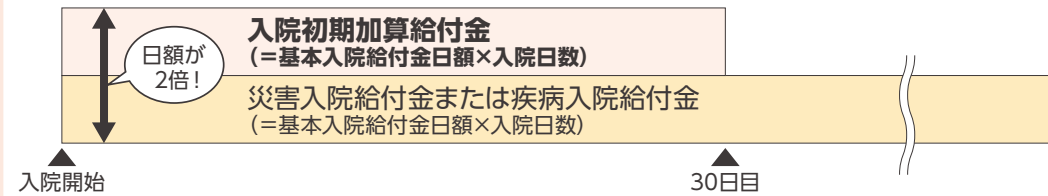
初期加算タイプの場合

終身型のみ

入院初期の費用をカバーする**入院初期加算給付金**を上乗せすることができます。

「初期加算タイプ」をお選びいただくと、入院開始後30日目まで基本入院給付金日額と同額をお受取りいただけます。

2



※ 「初期加算タイプ」を選択され、1泊2日以上10日目までの入院をされた場合は、入院給付金に加えて入院初期加算給付金も一律で10日分お受取りいただけます。

3大生活習慣病無制限タイプの場合

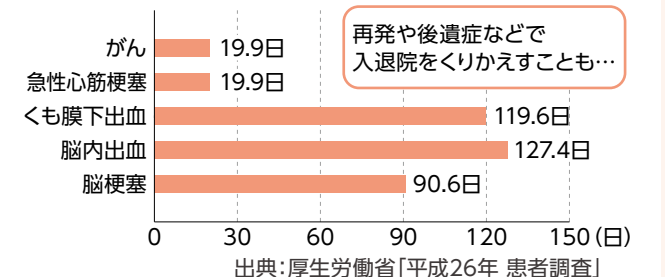
終身型のみ

3大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患)による入院の場合、**支払日数無制限**で疾病入院給付金をお受取りいただけます。

3

入院日数が短期化傾向にある一方で、3大生活習慣病の入院は長期にわたることがあります。「3大生活習慣病無制限タイプ」をお選びいただくと、3大生活習慣病による入院が長期化した場合でも、安心して治療に専念していただけます。

■3大生活習慣病の平均入院日数



出典:厚生労働省「平成26年 患者調査」



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

手術や保険料にも特徴が! 次のページにつづきます



ケガや病気による入院、手術または放射線治療にも備えられる保険です。

4

対象の手術は約1,000種類!

公的医療保険制度の対象となる手術や放射線治療を受けた場合、**入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金**をお受取りいただけます。

5

先進医療特約を付加した場合

全額自己負担となる先進医療の技術にかかわる費用を**通算2,000万円まで**保障します。
重い負担となりがちな先進医療の費用を心配することなく治療に専念できます。

立替不要! 先進医療の技術にかかわる費用を医療機関へ直接お支払いする「**先進医療給付金ダイレクト支払サービス**」をご利用いただけます。

6

血液難病患者に骨髄・末梢血を提供する**ドナーとなった方**は給付金をお受取りいただけます。



ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けられた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお受取りいただけます。

7

保険料払込期間中の**解約返戻金をなくす**ことで低廉な保険料を実現しています。

終身型の場合、保険料払込期間満了後は「基本入院給付金日額 × 10」の解約返戻金をお受取りいただけます。

8

障害状態になった場合

保険料の**お払込みが免除**になります。

次のいずれかの障害状態になられたときに以後の保険料をお支払いいただくことなく保障を継続できますので、安心して治療に専念することができます。

保障は継続します。



- ① 所定の高度障害状態になられたとき
- ② 不慮の事故により所定の身体障害状態になられたとき

さらに

疾病障害による保険料払込免除特約を付加されますと、疾病により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。

※この特約の付加には別途保険料が必要です。

この医療保険は **終身型** と **定期型** からお客さまのニーズにあわせてお選び いただけ、さまざまな**特約**もご用意しております。
特約を組み合わせることによってお客さまのライフプランに応じた**オリジナルな保険を設計することができます。**

詳しくは **5・6ページ** をご覧ください

終身型 = 一生涯を保障します 定期型 = 一定期間を保障します

3大・初期 = 3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ 初期 = 初期加算タイプ

3大 = 3大生活習慣病無制限タイプ 基本 = 基本タイプ

終身型 終身型 終身型 定期型

3大・初期 初期 3大 基本

主契約

		支払事由	給付金名称等	受取金額(例)	支払限度等	3大・初期	初期	3大	基本
医療保険 (基本入院給付金 日額5,000円の例)	入院	不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内に1泊2日以上入院されたとき	災害入院給付金	入院日数が1泊2日以上10日以下の場合、一律 50,000円 それ以降、入院1日につき 5,000円	災害・疾病入院給付金それぞれについて1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。	○	○	○	○
		疾病の治療を目的として、1泊2日以上入院されたとき	疾病入院給付金	それ以降、入院1日につき 5,000円	無制限 = 3大生活習慣病による入院の場合、お支払いの限度は ありません 。	無制限	○	無制限	○
		災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	入院初期加算給付金	入院日数が1泊2日以上10日以下の場合、一律 50,000円 それ以降、入院1日につき 5,000円	災害・疾病入院それぞれについて1入院30日、通算して540日を限度としてお支払いします。	○	○	—	—
	手術・放射線治療	1泊2日以上入院中に、所定の手術を受けられたとき	手術・放射線治療給付金	手術1回につき 10万円 (日額×20)	お支払いの限度は ありません 。	○	○	○	○
		外来もしくは日帰り入院で所定の手術を受けられたとき		手術1回につき 2.5万円 (日額×5)					
		所定の放射線治療を受けられたとき		放射線治療1回につき 5万円 (日額×10)					
ドナー	骨髄幹細胞の移植を行うための骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞の移植を行うための末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	10万円 (日額×20)	1回を限度としてお支払いします。	○	○	○	○	
所定の障害状態	1 所定の高度障害状態になられたとき 2 不慮の事故により所定の身体障害状態になられたとき	保険料の払込免除	—	付加されている特約も含め、以後の保険料のお払込みが免除になります。	○	○	○	○	

特約

5大生活習慣病特約 がん 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患 (5大生活習慣病入院給付金 日額5,000円の例)	5大生活習慣病入院	5大生活習慣病の治療を目的として、1泊2日以上入院されたとき	5大生活習慣病入院給付金	入院1日につき 5,000円	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。
	5大生活習慣病手術・放射線治療	5大生活習慣病の治療を目的として、1泊2日以上入院中に、所定の手術を受けられたとき	5大生活習慣病手術・放射線治療給付金	手術1回につき 10万円 (日額×20)	お支払いの限度は ありません 。
		5大生活習慣病の治療を目的として、外来もしくは日帰り入院で所定の手術を受けられたとき		手術1回につき 2.5万円 (日額×5)	
		5大生活習慣病の治療を目的として、所定の放射線治療を受けられたとき		放射線治療1回につき 5万円 (日額×10)	
女性疾病入院特約 (女性疾病入院給付金 日額5,000円の例)	女性疾病入院	所定の女性特定疾病の治療を目的として、1泊2日以上入院されたとき	女性疾病入院給付金	入院1日につき 5,000円	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。
がん診断一時金特約*1 (診断一時金額 100万円の例)	がん診断	次のいずれかに該当されたとき 1回目 初めてがん*2と診断確定されたとき 2回目以降 がん*2の治療を目的とする1泊2日以上入院をされたとき *2 上皮内がんを除く	がん診断一時金	100万円	お支払いの限度は ありません 。ただし、 2年に1回 の給付とします。
		初めて上皮内がんと診断確定されたとき	上皮内がん診断一時金	10万円 (診断一時金額の10%)	1回を限度としてお支払いします。
特定損傷特約 (特定損傷給付金額10万円の例)	特定損傷	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂でその事故の日から180日以内に治療を受けられたとき	特定損傷給付金	10万円	同一の不慮の事故について1回、通算して10回を限度としてお支払いします。
先進医療特約	先進医療	先進医療による療養を受けられたとき	先進医療給付金	先進医療の技術にかかわる費用の額のうち被保険者が負担すべき金額	通算して2,000万円を限度としてお支払いします。
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による所定の身体障害	疾病により所定の身体障害状態になられたとき	保険料の払込免除	—	付加されている他の特約も含め、以後の保険料のお払込みが免除になります。

*1 がん診断一時金特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日(待ち期間)目の日の翌日とします。



ご検討にあたってご確認いただきたい事項を9・10ページの「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。

お 受 取 例

組み合わせ例

主契約	医療保険(3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ)	付加特約 (給付金額等)	5大生活習慣病特約(5大生活習慣病入院給付金日額5,000円) 女性疾病入院特約(女性疾病入院給付金日額5,000円) がん診断一時金特約(診断一時金額100万円)／先進医療特約
主契約の基本入院給付金日額	5,000円		
主契約の保険期間	終身		

■入院給付金のお受取りイメージ



case 1 被保険者が**白内障**で**2日間**入院し、**手術**を受けたとすると…

主契約・特約	給付金等	受取金額	
医療保険(主契約)	疾病入院給付金	5,000円×10日分	50,000円
	入院初期加算給付金	5,000円×10日分	50,000円
	手術・放射線治療給付金	5,000円×20	100,000円

給付金等
お受取合計額 **200,000円**

case 2 被保険者が**脳梗塞**で**90日間**入院したとすると…

主契約・特約	給付金等	受取金額	
医療保険(主契約)	疾病入院給付金	5,000円×90日分	450,000円
	入院初期加算給付金	5,000円×30日分	150,000円
5大生活習慣病特約	5大生活習慣病入院給付金	5,000円×60日分	300,000円

給付金等
お受取合計額 **900,000円**

case 3 被保険者が**肺がん**で**20日間**入院し、**先進医療(陽子線治療)**による**療養**を受けたとすると…

主契約・特約	給付金等	受取金額	
医療保険(主契約)	疾病入院給付金	5,000円×20日分	100,000円
	入院初期加算給付金	5,000円×20日分	100,000円
5大生活習慣病特約	5大生活習慣病入院給付金	5,000円×20日分	100,000円
女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	5,000円×20日分	100,000円
がん診断一時金特約	がん診断一時金	一時金	1,000,000円
先進医療特約	先進医療給付金	一時金	2,765,000円*

*先進医療の技術にかかわる費用の額のうち被保険者が負担すべき金額が276万5千円(注)の場合の例です。

(注)厚生労働省「平成29年度先進医療技術の実績報告について」をもとに当社にて算出しています。
(先進医療総額÷年間実施件数)

給付金等
お受取合計額 **4,165,000円**



医療保険(主契約)について

- 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、お支払事由に該当する入院かどうかについて、当社では入院基本料のお支払いの有無等を参考に判断します。
- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、1泊2日以上入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払いします。
- 同一または医学上重要な関係がある疾病によって1泊2日以上入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払いします。
ただし、最終の入院の退院日(入院日数が1泊2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払いする期間に対しては、疾病入院給付金をお支払いしません。
- 手術・放射線治療給付金は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたときにお支払いします。
※公的医療保険制度の対象の手術・放射線治療でも一部お支払いの対象とならないものがあります。
- 同じ日に2つ以上の手術を受けられた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 放射線治療を受けられた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けられたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として手術・放射線治療給付金をお支払いします。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けられたものとみなします。
- 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金は、保険期間を通じて1回のみのお支払いを限度とし、責任開始日から、その日を含めて1年を経過した日以後の手術に対してお支払いします。
また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象となりません。

がん診断一時金特約について

- この特約における「がん」とは、「がん診断一時金特約(14)条項 附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」に定めるものをいいます。また、「上皮内がん」とは、同附則中に定める上皮内新生物のことをいいます。
 - この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日(待ち期間)目の日の翌日とします。
 - 90日間の待ち期間中は、がん診断一時金および上皮内がん診断一時金のお支払いはありません。
 - 直前に支払われたがん診断一時金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した後、がん(上皮内がんを除きます。)の治療を目的として1泊2日以上入院された場合、がん診断一時金をお支払いします。
- ※癌の進行度を示す指標*においてステージ0(0期)の病期分類となっている疾病は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。
- *国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

先進医療特約について

- 先進医療とは、厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に定められるものをいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた病院・診療所で行われるものに限りします。
- 「先進医療の技術にかかわる費用の額」とは、先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険制度適用対象外の先進医療の技術にかかわる費用の額をいいます。先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険制度適用対象部分は、自己負担分を含めこの特約のお支払対象となりません。
- 給付対象となる先進医療の種類は、厚生労働大臣の認定が適宜見直しをされることに伴い、変更されることがあります。療養を受けた日現在、先進医療に該当しない場合は、お支払対象となりません。
- 先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

先進医療給付金ダイレクト支払サービスについて

- 先進医療特約を付加した場合に先進医療による療養を受けられたとき、先進医療給付金を最高2,000万円まで当社より直接、療養を受けられた医療機関にお支払いするサービスです。
《取扱条件》
 - ・契約者が個人であること
 - ・医療機関から同意を得ていること
 - ・医療機関から支払日を指定されていないこと など

自動更新について

- この保険およびこの保険に付加する特約については、保険期間満了日の2週間前までに、契約者から継続しない旨のお申し出がない限り、保険期間満了日の翌日に下表のとおり自動的に更新されます。なお、更新後の保険期間および基本入院給付金日額、各特約の給付金額等は、更新前と同一になります。ただし、被保険者の年齢が当社の定める範囲を超えるときは、保険期間を短縮して更新されます。

	主契約の保険期間	
	定期	終身
主契約	保険期間が10年・15年の場合、最終到達年齢90歳まで更新されます。	—
5大生活習慣病特約	保険期間が10年・15年の場合、最終到達年齢90歳まで更新されます。	—
女性疾病入院特約		
がん診断一時金特約		
特定損傷特約	保険期間が10年・15年の場合、最終到達年齢60歳まで更新されます。	—
先進医療特約	最終到達年齢90歳まで更新されます。 なお、更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間を超える場合、主契約の保険料払込期間満了日までのお取扱いとなります。	
疾病障害による保険料払込免除特約	保険期間が10年・15年の場合、最終到達年齢90歳まで更新されます。	—

※更新後の主契約・特約の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前より高くなります。

※更新前と更新後の保険期間は継続したものととして、給付金の支払限度等についてお取扱いします。

契約年齢等について

●取扱範囲(被保険者)

契約年齢範囲	保険料払込方法
0歳～75歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

●保険期間・保険料払込期間

定期型(一定期間を保障)		終身型(一生涯を保障)	
保険期間・保険料払込期間		保険期間	保険料払込期間
10年		終身	50歳
15年			55歳
50歳			60歳
55歳			65歳
60歳			70歳
65歳			75歳
70歳			80歳
75歳			終身
80歳			
85歳			

その他

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- 各特約の詳細についてはそれぞれの特約パンフレットをご覧ください。
- この保険は保険期間・保険料払込期間の変更、延長定期保険・払済保険への変更のお取扱いはできません。
- この保険は契約者貸付、保険料の自動振替貸付のお取扱いはできません。
- この保険に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡された場合、解約返戻金があるときは解約返戻金と同額を契約者にお支払いします。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ

<http://www.gib-life.co.jp/>